

Q7-7.外国籍者へ支給する各種手当の取扱いについて教えてください。

各種手当に関する個人所得税の課税・非課税をまとめると以下のようになります。

なお、これらの会社負担の費用は、必要証憑を揃えれば法人所得税計算上は損金算入可能となります。

項目（◎は雇用契約に記載が必要）	個人所得税 課税/非課税
本人及び家族の赴任と帰任に伴う往復旅費および引越し費用（◎）	非課税
本人の一時帰国の旅費（◎）	非課税
家族の一時帰国の旅費（◎）	課税
水道光熱費、清掃費、電話代	課税
住宅の家賃及びその賃借物の修繕費（会社契約）	非課税
子女の奨学金	非課税
子女の教育費	課税
耐久性のある家具の購入	非課税
個人所得税とその他の税金負担（◎）	課税
その他の福利厚生	課税

（注） 183日以上台湾に滞在しており、給与月額NT\$10万以上などの条件を満たせば、非課税となります。

**お願い：**

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や資誠聯合會計師事務所(PwC台湾)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。